

児童手当制度改正のご案内（令和6年10月以降）



児童手当の制度について

- 令和6年10月分の児童手当から、制度内容が下記のとおり変更となります。
 - ・支給対象となる子どもの年齢を「中学校修了まで」から「18歳年度末まで」に延長
 - ・所得制限の撤廃
 - ・第3子以降の手当月額を15,000円から30,000円に増額
 - ・多子加算のカウント対象となる子どもの年齢を「18歳年度末まで」から「22歳年度末まで」に延長
 - ・支払回数を年3回から隔月の年6回に増加

令和6年10月分からの制度内容

○受給対象者

名古屋市内に住所を有し、18歳年度末までの子どもを養育している方
※日本国籍がなくても、名古屋市に住民登録されており、在留資格があれば受給できます。
※公務員の方は職場でご確認ください。

○支給対象となる子ども

18歳年度末までの子ども（18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子ども）

○手当月額

対象となる子ども1人につき、下表の年齢区分に応じて支給されます。

年齢		手当月額
3歳未満	第1子、第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～18歳年度末まで	第1子、第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※第1子、第2子・・・の数は、22歳年度末までの年齢の子どもについて親等の経済的負担がある場合に数えます。年齢が上の子どもから順番に数えてください。

（例1：23歳、16歳、10歳 ⇒ 10歳の子は第2子となり、月額10,000円）

（例2：21歳、17歳、15歳 ⇒ 15歳の子は第3子となり、月額30,000円）

○所得制限は撤廃となります。

○支払日

年6回（偶数月）、各前月までの2か月分を支給（口座振替）

※15日が休日等の場合は、その直前の休日等でない日が支払日となります。

支払日	支給対象月	支払日	支給対象月
12月15日	10月、11月分	6月15日	4月、5月分
2月15日	12月、1月分	8月15日	6月、7月分
4月15日	2月、3月分	10月15日	8月、9月分

■下記に該当する方は、制度改正に伴い手続きが必要です。【申請必要】

- ・現在、児童手当を受給されていない方で、支給対象となる子どもを養育している方
- ・現在、児童手当を受給されている方で、新たに第3子以降の加算対象となる子どもなどがある場合

→申請方法は裏面をご確認ください。

申請について

■下記に該当する方は、制度改正に伴い手続きが必要です。

- ①現在、児童手当を受給されていない方で、支給対象となる子どもを養育している方
 - ・新たに受給対象となられる方へは、8月下旬に申請書類を送付します。
 - ・申請書類が届いていない方は、コールセンターにご連絡ください。
- ②現在、児童手当を受給されている方で、養育している子どもの中に以下に該当する子どもがいる方
 - * 18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子ども
 - * 中学校修了後から18歳年度末までの子ども（以前、名古屋市で中学校修了までに児童手当を受給していた子どもや、多子加算の対象となっている子どもは除く）等

※なお、現在、児童手当を受給されている方へは、10月下旬に制度改正後の支給額が分かる通知を送付します。通知に記載の金額等をご確認いただき、養育状況等と相違がない場合は手続き不要です。

■申請期間

令和6年9月2日（月）から令和7年3月31日まで

■申請書類の提出先

- 「児童手当拡充対応」担当（「児童手当制度改正」コールセンター）【郵送受付】
- ・申請書類はコールセンターへお申し出いただければ郵送します。また、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
 - ・申請書類に同封してある返信用封筒にて提出していただければ切手不要です。
- ※令和7年2月27日（木）（予定）までとなります。これ以降は、区役所・支所において受付を行います。

■支払期月

拡充後の初回支給は令和6年12月に10月分・11月分の2か月分を支給します。
※申請期間内に受付した方については、遡って10月分から支給します。

■受給者について

お父さん・お母さんが共に子どもを養育している場合には、原則として、所得が高い方（家計の主宰者）が受給者となります。

※家計の主宰者が公務員または市外在住の場合は、手続き方法が異なります。

公務員の方は職場にご確認いただき、市外在住の方はお住まいの市区町村で手続きをしてください。

- ★手続き方法等についてご不明な点がある方は、
下記に記載の「児童手当制度改正」コールセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 名古屋市「児童手当制度改正」コールセンター

【受付時間】 平日 9:00から17:15まで
日曜窓口の実施日（8月～12月） 9:00から正午まで

【電話】 052-890-1362

【FAX】 052-559-1694

名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000034404.html>)

トップページから、

児童手当

でサイト内検索

